同和問題学習シリーズ⑤

『あぜみち』

企業に求められるもの

①正しく同和問題を

戦後、日本の民主化が進められてきましたが、基本的人権はまだ十分に保障されているとはいえません。

とりわけ同和問題は、江戸時代の身分制度に基づく差別が依然として残され、もっとも基本となる就職・教育・結婚など日常生活の中で、まだ、完全に保障されずに差別が残っていることは、重大な社会問題といえます。

結婚や就職の身元調べにあたって、同和地区に生まれたということの理由で就職の機会が奪われ、さまざまの差別を受け人権を侵害された行為が行われていることがまだあります。

地名総鑑などの文書がひそかに売買されていたことは、憲法にうたう人権尊重の理念が十分に理解されていないことのあらわれといえます。

この文書のもつ問題の背景を私たちは十分に考え、同和問題に対する偏見を捨て、正しく認識し、理解してゆくことに努めなければなりません。

②採用にあたって

企業が、どのような人を採用するかは、企業の意志によって行われています。

かつては、多くの書類を提出させて採否の決定する基準に、家族の職業、家計の状況、居住地の環境やきびしい身元調査などが行われていました。また、採用試験の内容がその職種にそぐわなかったり、面接試験でプライバシーを侵すような場合が、まったくなかったとはいいきれません。

採用にあたって、最も大切なことは、職種にその者の能力や適性が合っているかどうかが基本となるべきですが、実際には、就職の機会均等をはばむ要素が、採用にあたって作用していることを見逃してはなりません。

本人の責任や努力の結果でないようなことを、ましてや同和地区の出身であるということを不採用の理由にすることは、適正な採用のあり方といえません。こうした採用のあり方が、正しくならない限り、基本的人権を十分に保障した社会や企業を期待できないといえます。

③職場で研修を

人びとは、仕事への意欲を燃やし期待をもって入社してきます。働く人びとが、職場に満足感をもっているかどうかは、その人の仕事や生活に大きな影響を及ぼし、さらに職場全体にも影響します。

一体、職場で満たされる満足感とは何でしょうか。才能や能力が生かされているか、適正な待遇がなされているか、また、上司や同僚との関係がうまく処理されているかなど、いろいろな事柄によって左右されます。

しかし、それは多くの場合、自己中心的になりやすい弱さをもっており、働く人びとが、相互信頼し、助け合っていく中で得られるものでなければなりません。それを得られる職場こそ、明るい職場だといえます。

企業内研修や社内教育の形態や内容、資料、成果などの中から問題点を出し合い、人権尊重の精神をひろげていくことが必要です。特に研修にあたっては、日常の身近かな生活をふり返り、そこから研修の教材を見い出していくことが大切です。自分の身近かな生活の中に残されている偏見や因習などを見直し、同和問題の正しい認識と、解決のための研修のあり方を再検討をすることは、職場にとって大切なことです。

工事指名願
物品競争見積参加

受け付けは3月1日―3月25日

◪工事指名願

昭和五十八年度の南国市が行う建設工事等の「指名競争入札参加審査申請書」（指名願）の受け付けは、三月一日から三月二十五日までです。

様式は、県内の業者は南国市指定様式または高知県指定様式、県外の業者は建設省統一様式です。

申し込みは、企画財政課財政係まで。申請は郵送でも受け付けます。

なお、水道工事については、水道局で受け付けます。

◪物品競争見積参加

昭和五十八年度の南国市が購入する物品の競争見積参加の申請書の受け付けは、三月一日から三月二十五日までです。

物品購入、印刷、修繕の入札に参加を希望するかたは、会計課用度係まで提出してください。

申請書は会計課で交付します。

※詳しいことは、それぞれの係でおたずねください。

南国市役所（☎③2111）

〒783南国市大埔甲二三〇―一

○企画財政課財政係（内線406）

○会計課用度係（内線142）

○水道局　〒783南国市大埔甲一九六〇―二（☎③1234）

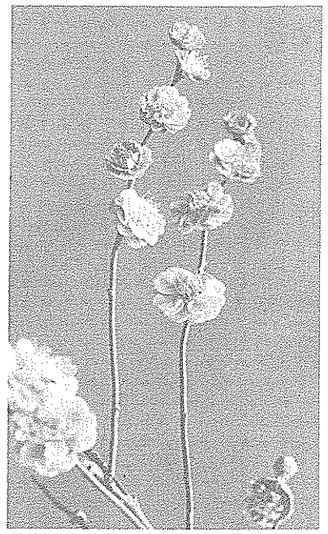

春の息吹

市内でも2月に入って、各地から「梅の便り」が聞かれるようになり、〝春の息吹〟を感じ始めました。暖かい所では〝紅梅〟が咲き誇っています。甘い香りのかわいい花は「春の使者」ともいえましょう。

2月14日から――
郵便窓口取り扱い時間が変更

二月十四日から、次のとおり郵便窓口の取り扱い時間が変わりましたので、ご注意ください。

○平日…午前九時―午後七時

○土曜日…午前九時―午後三時

○日曜日…
○休　日…取り扱わない

ただし、日曜日と休日が連続する場合の休日については、午前九日から午後十二時半まで取り扱います。

なお、詳しいことは、お近くの郵便局窓口でお尋ねください。

【南国郵便局】

申告期限は3月15日です

県・市民税の申告（市役所税務課）

所得税の確定申告（南国税務署）

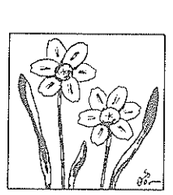

社交ダンスをしてみませんか

昨年十二月、市民の有志十数名で同好会を発足させ、社交ダンスの勉強会を週二回行っています。

現在、会員数は四十数名になりましたが、新しく習いたいかたを募集しています。年齢に制限はありませんので、お気軽に参加してください。

◪練習日・毎週火・金曜日、午後七時～九時。

◪場所・浜寿し会館二階

◪会費・月三千円

申し込み、お問い合せは、☎③3131浜寿し会館まで。

※なお、第一回ディナーパーティを三月六日（午後六時～）、同会館で行います。先着百名までとなったでも参加できますので、希望者は、同会館まで電話で申し込んでください。

山田堰の水止め
3月1日～9日

◎水止め期間

3月1日、午前8時断水

3月9日、午後5時通水

◎水止め水路

山田堰井筋水系全部

※ただし、天候、浚渫作業の都合により延長することもあります。

固定資産課税台帳をお見せします
3月1日～22日まで

昭和五十八年度の固定資産課税台帳を、地方税法の定めによって、税務課でお見せします。

大切な資産の状態を、ぜひこの機会に確かめておきましょう。

お急ぎください!!まだ手続きをされていないお年寄りのかた

老人保健でお年寄りの医療は

○2月1日から、老人医療制度が変わり、今までの黄色または柿色の受給者証では、お医者さんにかかれません。

○新しい手帳の交付を受けていない70歳以上のかた、65歳以上の寝たきり老人のかたは、必ず①加入している医療保険証②受給者カード③印鑑を持って、すぐに市民課給付係までおいでください。